

令和3年度 県・市行政と愛産協との懇談会開催



令和3年10月29日（金）午後2時から名古屋国際会議場2号館2階224会議室において、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市の環境行政に携わる産業廃棄物担当者等と（一社）愛知県産業資源循環協会役員との「令和3年度県・市行政と愛産協との懇談会」が開催され、行政担当者19名、当協会から会長をはじめ役員20名が出席しました。

はじめに、永井会長から懇談会に先立ち挨拶をいただきました。

挨拶では、「今年の7月3日（土）に熱海市伊豆山地区で発生した大規模な土石流災害に触れ、日頃から、復旧・復興のため行政機関をはじめとする関係機関との連携を密にし、迅速・的確に対応できるよう、初動時の具体的な体制等について相互でシミュレーションを行い、協力が円滑に行える体制をしっかりと整備していくことが重要であり、しっかりと議論をさせていただきたい。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、昨年度から産業廃棄物処理業の許可申請に関する許可講習会がWeb申込み・オンライン講義に会場試験を組み合わせた2段階方式になり、パソコンが使えないために講習会を受講できず『みなし許可』状態になっている処理業者のために、全国産業資源循環連合会と中部4県の協会との共催で収集運搬業者向けの更新講習会の開催の検討を開始したところですので許可権者の皆様方のご助言とご支援をお願いしたい。」と話がありました。

続いて、愛知県環境局資源循環推進課担当課長の関利春氏からは、「昨年から巻き起こった新型コロナウ



開会の挨拶をする
永井会長

イルス感染症の拡大の中でも廃棄物の処理については留まることなく適正に推進していくことが必要ですので、皆様と一緒に県民の生活環境を守っていききたい。また、本日の8つのテーマについて皆様と忌憚のない意見交換を通じ、お互いの理解や認識を深め、有意義で実りある懇談会となるよう期待しています。」と挨拶がありました。

その後、懇談会では、産業廃棄物行政に関する8つのテーマについて、県・市の担当者から回答をいただきました。



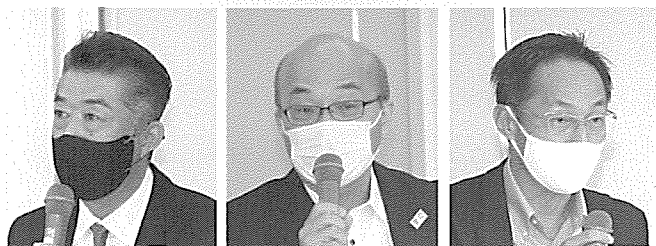
開会の挨拶をする
関担当課長

1. 愛知県における「産業廃棄物処分業更新許可申請」における受付方法及び審査方法等の明確化について

中野兼司副会長からは、「現在、処分業の許可申請は出先機関において受付しその後本庁において正式審査となっていますが、受付時において出先機関の担当者に説明した内容を後日、本庁から指示書において同様の説明を求められ、それによって審査期間が長くなり標準処理期間内（52日（土日及び祝日を除く。））に処分がされない事例が散見されます。改善案として、①出先機関においては、確実な形式審査だけにする等の対応及び受付後は、直接本庁と申請者とが申請内容についての指示及び応答をするような仕組みが望ましい。②申請書受付時において標準処理期間の明記及び許可の有効期間満了後においては、従前の許可証の写し及び当該更新申請書の受付印のある表紙をもって、正式に処分がされるまでの期間は許可が有効である旨の記載がされた書面の交付をしていただきたい。

改善が求められる理由としては①直接本庁と申請者が協議することによって、疑義の内容理解についての正確性が増し、審査がスムーズになることが想定されるため。②許可の有効期間を超過し、その期間が長くなればなるほど、委託者である排出事業者は、不安になり、処分業者に対し不信感を募らせることになる。その一方で廃棄物処理法第14条第3項「申請に対する処分がされないときは従前の許可は許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効





愛産協 中野副会長

愛産協 堀部専務理事

愛産協 山本理事

力を有する」という規定及び、その具体的内容についての周知不足により排出事業者の不信感等を払拭することが容易でないため。」と説明がありました。

愛知県からは、「県域が広域に渡り、また業者数が多数あることから、7つの県民事務所等が処理業者等に対して現場の指導業務を行なっている。県庁とともに県民事務所は、審査体制の一翼を担う重要な機関として考えている。すべての案件について、県庁が直接やり取りを行うと県庁の審査体制として、対応が困難になり反って時間を要してしまうこととなるため、今後とも県庁と県民事務所と連携して、できる限り早い対応を進めていきたい。二点目については、法第14条の規定により「申請に対する処分がされないときは従前の許可は許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する」と法律に明記されており、愛知県のホームページで現在許可のある業者一覧が掲載されており、月に一度更新して最新のものを掲載している。さらに、このホームページに法第14条の規定の趣旨を改めて明記し修正し、また環境省からのお知らせをホームページに掲載しているのでご活用ください。」と回答がありました。

中野兼司副会長からは、「私も知らなかったのも、そのような形でホームページに掲載していただきうれしく思います。私ども業者が話をしてもなかなか理解してもらえないが、環境省のお知らせは非常に説得力があると思いますので、非常に良いことだと思います。残念ながら我々同業者で意外に知らない方もおり、ましてや排出事業者さんは全く知らないということで、やはり審査が長引くと、何か他に問題があるのではとか、不信感を煽らせることも実際にあり、排出事業者が直接本庁に問い合わせるという手もあるかと思うのでその辺りの改善ができればと思い提案させていただきました。」と話がありました。

名古屋市からは、「愛知県と同様にWebサイトで更新申請中の許可は有効である旨を記載しており、また許可業者の一覧を公開していますので許可の有無は確認することができます。」と回答がありました。

豊橋市からは、「今の時点でホームページに記載がない状態ですが、事業所からご相談があった場合はこちらからお客様にご説明するということがこれまでにありました。この話を伺い、愛知県と足並みを揃えた対応をしていきたいと思っております。」と回答がありました。



愛知県資源循環推進課
松尾課長補佐

愛知県資源循環推進課
吉野主査

愛知県資源循環推進課
鈴木課長補佐

岡崎市からは、「許可の最新情報について、月に一度の頻度では更新できていない状況ですけれども、更新手続き中の扱いにつきましてはチラシを作成し、ホームページにも掲載しています。」と回答がありました。

一宮市からは、「4月から中核市となり、まだ更新の件数も少なく、ホームページでの告知も整備できていない状況です。今回意見交換の場で頂戴したご意見を検討させていただきたいと考えております。」と回答がありました。

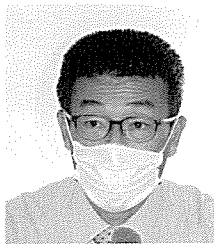
豊田市からは、「基本的に標準処理期間の60日で行政処分を行っておりますのでこのような問い合わせはほとんどいただいていないのが状況です。市のホームページ等にその旨の掲載はありませんので、お問い合わせがあった際は許可が有効である旨をご説明させていただいている状態です。」と回答がありました。

2. 災害廃棄物一次仮置場リハーサルについて

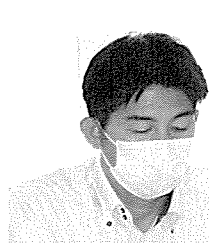
山本浩也理事から、「愛産協の災害廃棄物処理対策に関する特別委員会の委員長を務めています。災害廃棄物一次仮置場設置リハーサルについて、令和元年の千曲市の災害廃棄物処理で、災害廃棄物の処理は初動が命だということで、単に計画書があればそれで済むということではなく、具体的な役割分担やタイムラインや動線の確保等事前の取り決めを、何より市町村との顔の見える関係、普段のコミュニケーションが大切であると痛感しました。こういった経験を踏まえ現在愛産協では、名古屋支部管内では名古屋市、尾張南支部管内では半田市、東三河支部管内は豊橋市で災害廃棄物処理仮置場運営マニュアルを共同で作成しております。今年度は、残り3支部の尾張西、尾張北、西三河の各支部管内で市町村の方と災害廃棄物処理仮置場運営マニュアルを策定していきたいということで準備を進めているところです。現在尾張北支部で9月から豊明市と新たに運営マニュアル作りがスタートしております。そうした中、初期の災害廃棄物処理への対応の事前準備のためにリハーサルを行いたいというのが要望です。リハーサルには多少の予算措置は必要となってきますので、現地で白線や看板の設置や可能であれば一部、搬入車両を走らせる手配とか重機を置くといった仮置場のレイアウトを行い、実際にどんな廃棄物をどこに置くのか、どこで受付をして、どこから入場してどこから退場するのかということを、搬入車両の誘



愛知県資源循環推進課
野田主任



愛知県資源循環推進課
高井室長補佐



愛知県資源循環推進課
大久保室長補佐



愛知県資源循環推進課
中村室長補佐



名古屋市廃棄物指導課
喜多村課長



名古屋市廃棄物指導課
秋山係長

導等を含めてリハーサルをぜひ行いたい。どちらかで実現ができれば、実施市町村とそれ以外の担当者にも参加いただき、リハーサルについて考える機会にいただけたらと考えて配布資料に岡山の訓練資料を添付しました。令和元年7月に岡山は豪雨で大変な被害を受け、倉敷市は岡山県に委託した一次仮置場、二次仮置場について、現地の同業者と構成しましてJV（共同企業体制度）を構成したんですけども、岡山県始め県内市町村がやはり仮置場の管理運営のしっかりした訓練がないと大変なことになると身をもって感じられ、令和2年11月にリハーサルを実施されています。これは県が主体に動かれて笠岡市、岡山県の産廃協会などと共同で実施をした内容です。この時もマスコミがかなり入り、テレビで放送されました。愛知県でも県内でこのようなことが実施できれば、なによりも市民の皆様の意識が変わるのではないかと考えますので是非愛知県内でもこのような取り組み行っていただきたい。こういったことができるのは組織力のある市町村、または県が主導的になさることが理想的と思っておりますので、是非実現できれば、社会貢献できるのではないかと提案説明がありました。

愛知県からは、「一次仮置場設置訓練につきまして各市町村が災害時の実行性を高めるうえで有効と考えています。一次仮置場の設置主体が市町村であることから県は市町村への助言等を行っていきます。現段階では予算措置は難しいですが、ご協力できることは協力しますのでその際はよろしくお願いします。」と回答がありました。

名古屋からは、「山本様と一緒に、1年間お話をさせていただき一定の仮置場設置のマニュアルを作成させていただきまして大変有り難いと思っております。併せて台風19号災害の長野県への愛産協の応援につきましてご教示いただき、貴協会の知見が非常に参考になりました。市内の公園グラウンドにおいて災害が発生した時に設置する仮置場、すぐに住民の方がごみを出せる仮置場を設ける候補地はありますが、あくまでも内部情報ということで、公表することは住民感情を考えまして公表していないということです。実際に現地において訓練をすることは困難であると思っております。実際の候補地ではなくてもある場所で、ということでは是非ともリハーサルをやりたい思いはあります。去年一年は顔の見える関係を続けてまいりまして、私は担当を離れてしまい残念でしたが、

次の世代も愛産協さんと引き続き顔の見える関係で、いざという時にすぐ動けるそういった関係を続けるためにいろんな協議を続けていきたい。しかし、予算措置という点については、現時点では困難ですよというお答えを後任の担当者から聞いておりますが、今後一緒に考えていきたい。」と回答がありました。

豊橋市からは、「仮置場の設置に必要な資機材について協会さんとの話し合いの中において、マニュアルを作る中で、来年度以降順次確保していく予定です。仮置場設置のリハーサルについては、マニュアルはできていますが、逆に仮置場まで持っていく市内部の調整がとれていないので、今後、関係部局と調整を進めて行きまして、その後実現に向けて進めていけたらと思っている。」と回答がありました。

岡崎市からは、「仮置場の設置、運営については、当然災害廃棄物処理への影響が大きいですし、特に初動が重要となってくるので、そのために仮置場のオペレーションを事前に決めておくことは非常に有意義であると我々も考えております。愛産協が災害廃棄物処理時において重要なパートナーであると我々も考えており、リハーサルの実施というものはもちろん賛同するところではあるのですが、実際には災害廃棄物処理に要した経費のほとんどが後ほど補助金で賄われることから、この前段階として契約の在り方や、事前協定の内容だとか、今のように災害廃棄物の協力体制の協定だけではなく、もう少し実効性のある踏み込んだ話になってくれば我々も積極的に協力させていただきたいと考えている。また、仮置場のオペレーションをお願いするのに、少し言いにくいのですが、我々にも予算執行上の制約があり、他の自治体の被災事例を見てみると、発災から一定期間は随意契約がやむを得なくても、そこから先の随意契約はダメですよという指摘があったりするようです。被災規模が大きくなるほど仮置場が年単位の運用になってくるので、できれば慣れた業者さんに継続してやっていただきたいという思いはあるので、それを前提として、まずリハーサルをするという話なのですが、それを実現するためには、契約の枠組みだとか、随意契約の可能性だとかについて整理したうえでこういう中身の話をしていきたいということです。多分利害関係ははずれていないと思うのですが、そういったいざというときにうまく回して行けるよう、話しをしていきたい。」と回答がありました。

永井良一会長からは、「今のお金の話ですが、東海



豊橋市廃棄物対策課
田村課長



豊橋市廃棄物対策課
丸山主査



岡崎市廃棄物対策課
木村副課長



岡崎市廃棄物対策課
船山主任主査



一宮市廃棄物対策課
星野課長



一宮市廃棄物対策課
加藤課長補佐

豪雨の時の西琵琶島町の災害廃棄物を我々業界がお手伝いをさせて頂き、アセックの仮置場まで運ばせていただいた。出された災害廃棄物を我々が仮置場まで運ぶことが一番いいだろうということで、私が先頭に立って一生懸命に運搬車両を手配し活動させていただいた。いざ蓋を開けてみると、入札でということになっていて、入札でとはおかしいと内部で話していたところ、愛知県の上層部に伝わったかどうかはわからないが、愛知県が協会では入札が行えないということで、個々の会員と随意契約で支払いが行われた実績がある。ご存知の東日本大震災では大きな災害が起きました。その時に我々業界、協会が一生懸命やろうとしてやったんですが、その時も入札の話が出ました。また、お金がどの時点で入るのか、という話になった時、我々業界は中小零細企業が多いので、災害廃棄物の処理が完了するまでお金が入らないという大変苦しい状況となります。このような状況の中で、岡崎市さんはどうしたいのか、ということを県なり国に順序よく入札制度でやらなくてはいけないのか、随意契約で良いのか、新たな契約でやるのか、ということをどんどん発言をしていただきたい。我々もいま環境省に一生懸命言っています。我々が災害廃棄物処理に携わることによって迅速に処理が進むということを言ったら、実際にやる時にお金の話になり、契約書を担保に銀行から借り入れをすれば協会でやれるんじゃないかという思いで、千葉県協会では銀行で借り入れを起し、災害廃棄物処理ができたんです。このような問題点を踏まえて発言をしていただくことにより解決していくと私は思うので岡崎市さんよろしくお願い致します。」と要望がありました。

一宮市からは、「支管管内としては尾張西支管管内で仮置場運営マニュアルを作成していただいているところであり、ありがたいお話として考えております。またリハーサル予算措置ということになりますとまだ先が見えていない状況になりますので他の自治体の状況を踏まえまして前向きに検討させていただきたい。」と回答がありました。

豊田市からは、「災害廃棄物は一般廃棄物部局が担当していて当課では直接担当していないが、仮置場の運営については、災害廃棄物担当と連携していくこととなっています。今年度、業者さんと協力して

仮置場の訓練を行い、運営マニュアルを作成しようと動いております。マニュアル策定のためには実地訓練が重要だと考えていますので今回のご提案は、大変有意義であると考えています。またリハーサルも可能と思っておりますのでこれから一般廃棄物部局と協議をさせていただきたいと思っております。なお看板、搬入車両の誘導資材等については一通りあると担当から報告を受けており、数は少ないかもしれませんが実地訓練を通してよろしくお願いします。」と回答がありました。

山本浩也理事からは、「丁寧な回答をありがとうございました。皆様前向きにご検討いただいているということで大変心強く思っております。そうした中で豊明市さんが来年2月5日にリハーサルを行うことが決定しております。勅使グラウンド、野球場を中心に予備日が2月26日となっており、今現在内容を詰めているところです。これはこちらからお願いしていることではなく、元々市長様から実施についてご指示があったところで我々が対応するという事で喜ばれた経緯があります。こういった取り組みがありますので、これについては愛知県にはご支援をいただきたいし政令市の皆様にも詳細が決まりましたらぜひご案内をさせていただきますので、ご参加いただければリハーサルの進め方とかマニュアル作成において役に立つのではないかと思います。」と案内がありました。

3. コロナ禍における排出事業者への実地確認について

堀部隆司専務理事から、「愛知県及び政令市の廃棄物条例では、排出事業者は産業廃棄物の処理を委託した場合、排出事業者による実地確認が義務付けられていますが、昨年から新型コロナウイルスが蔓延する中、産業廃棄物処理業者としては、感染拡大を防止するため、部外者との接触を極力回避したいと考えています。コロナ禍においては、社会的にもリモート業務が推奨されているため、例えばリモートによる現地や書類等の確認を認めるなど条例に実地確認を義務付けられておりますが状況に応じた運用があっても然るべきであると思っておりますので新たな方法をご検討いただきたい。」と提案説明がありました。

愛知県からは、「条例により委託先の確認は実地による確認を義務付けております。緊急事態宣言等の影響で実地確認が困難な場合は委託中の年に1回の実地



一宮市廃棄物対策課
北原課長補佐

豊田市廃棄物対策課
近藤課長

豊田市廃棄物対策課
白木担当長

確認をリモートで確認して、実地確認が可能になった場合に速やかに実地で行うという対応でも止むを得ないのかと考えています。しかし委託前の実地確認は相手の状況が全く分からないですので、委託前については排出事業者の廃棄物を適正に処理する能力があるかどうかを確認するために実地確認は特に必要なのでリモートではなく実地でやっていただきたい。」と回答がありました。

名古屋市からは、「問い合わせを実際に受けており、原則、実地確認をしてくださいとお願いしております。緊急事態宣言中で実施困難な場合は、実地確認ができるようになった場合に行うなど、実地確認の条例制度そのものは変わりませんが、実地確認の延期やリモートなど代替手段を取ることは妨げておりません。また、優良産業廃棄物処理業者に委託する場合は優良業者のホームページの情報による間接的な確認を認めています。」と回答がありました。

豊橋市からは、「去年実際に相談があり、愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例により廃棄物の処理を委託する場合における現地確認を求めています。コロナ禍においては、廃棄物の適正な処理を確保しつつ、産業廃棄物処理業者及び排出事業者の

皆様方の感染拡大を防止する必要があるものと考えておりますので、Webカメラを利用する方法を認めるなど柔軟に対応したいと考えております。」と回答がありました。

岡崎市からは、「愛知県条例の適用ということで愛知県がお答えいただいた内容を我々も説明をしている状況です。」と回答がありました。

一宮市からは、「条例がありませんので愛知県条例をそのまま適用することになりますが、処理能力が無い、又は不足する処理業者への処理委託等、不適正処理に至る可能性を否定できない事例があることから、実地確認が必須であると考えています。なお、コロナ禍であることを理由に実地確認先から排出事業者に対し来訪の延期に係る申し入れがあった等の場合については、相当期間内の実地確認実施を前提に実地確認の延期に至る経緯を記録するよう排出事業者に求めています。」と回答がありました。

豊田市からは、「愛知県の条例と同様に、市条例で現地確認を求めています。しかしながらコロナ感染症対策においては現地の確認は難しいのではなかったのかと感じております。一方、排出事業者責任では現地確認は必要と考えております。従ってこのコロナ禍における現地調査についての取り扱いは考えていきたい。」と回答がありました。

堀部隆司専務理事から、「昨日岐阜県協会の会報の中の行政ニュースに、排出事業者が委託する処理施設等の現地確認について、岐阜県も現地の確認をしないと条例で定めていますけれど、欄外にコロナ禍の感染拡大を受けていろいろな方から処理施設等における処理の状況を写真や映像等で確認するなど実施可能な範囲で実施するよう案内していますということが書いて

令和3年度 県・市行政と愛産協との懇談会出席者（順不同・敬称略）

愛知県 環境局 資源循環推進課	担当課長	関 利春
	課長補佐	松尾 繁展
	主 査	吉野 順子
	課長補佐	鈴木純一郎
	主 任	野田 啓輔
廃棄物監視指導室	室長補佐	高井 賢治
	室長補佐	大久保秀康
	室長補佐	中村 崇利
名古屋市 環境局事業部廃棄物指導課	課 長	喜多村 正
	係 長	秋山 誠也
豊橋市 環境部 廃棄物対策課	課 長	田村 明浩
	主 査	丸山 憲治
岡崎市 環境部 廃棄物対策課	副 課 長	木村 敏弘
	主任主査	船山 哲
一宮市 環境部 廃棄物対策課	課 長	星野 泰久
	課長補佐	加藤 哲
	課長補佐	北原 篤史

豊田市 環境部 廃棄物対策課	課 長	近藤 理史
	担 当 長	白木 房子

一般社団法人 愛知県産業資源循環協会

会 長	永井 良一	理 事	清水 善実
副 会 長	中野 兼司	理 事	山本 浩也
専務理事	堀部 隆司	理 事	鬼頭 秀幸
常務理事	新美 三良	理 事	金田 琳
常務理事	伊藤 泰雄	理 事	藤本 和也
理 事	金田 英和	理 事	今村 昌根
理 事	相木 徹	理 事	金井 邦剛
理 事	松井 忠博	理 事	山田 修三
理 事	土田 浩通	監 事	鶴山 圭一
理 事	東久保真弓	監 事	丹羽 庸介

てありました。昨今、デジタル化の推進がありますので、オンラインで処理状況の調査が可能な場合には、実地調査に代わる方法となり得るということで排出事業者さんからの確認依頼等には適宜ご対応いただくようお願いしますと、会報の行政ニュースの中にありましたので、先程来お答えいただいたことになりましたが、そのような柔軟な対応もどこかでお示しいただければ有り難いと思います。」と紹介がありました。

4. 産業廃棄物処理業許可に当たっての申請者の能力基準について

堀部隆司専務理事から、「産業廃棄物処理業の許可申請時に、業務を的確に行うに足る知識及び技能を有することを証するものとして、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが主催する講習会の修了証の添付が、各都道府県及び政令市において義務付けられています。ただ許可講習会は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度からこの講習会の開催方法が変わっております。従来の書類での受講申込みと会場講習が無くなり、感染拡大防止のため、Web受講申込みとオンライン講義に会場試験を組み合わせた2段階形式に変更されました。従来は名古屋国際会議場にて1回160人ほどで開催しておりましたが、受講者人数も会場規模に対して約半数と縮小開催されています。このため、各行政機関においては、コロナ禍のために許可の有効期間が到来しても講習会を受講できていない処理業者からの更新許可申請書を受理するに当たって、今後、修了証を提出する旨を記した誓約書を添付させて受理していただいています。しかし、東海四県の中部地域協議会(愛知、岐阜、三重、静岡の各県協会)で行政機関等に聞き取り調査をしたところ、講習会を受講できずに『みなし許可』状態になっている処理業者やパソコンを利用できず受講申込み等ができない処理業者が多数存在しているが分かりました。当協会としては、講習会の受講が困難な処理業者への対応として、上部団体の(公社)全国産業資源循環連合会と中部地域協議会の共催で、特に収集運搬業者向けの更新許可講習会を開催すべく検討を開始したところです。ついては、各行政機関にあっては、既存の講習会に加えて開催することについてご助言いただくとともに、ご理解とご支援をいただきますようお願いいたします。配布資料に“参考資料”が付いていますので見ていただくと(公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会からの『産業廃棄物処理業許可講習会への受講が困難な処理業者への対応について(要望)』になりますが、この書面の基になっている調査結果が『許可講習会難民への対応について』です。1.更新許可申請時に県・政令市に誓約書を提出後、修了証提出の無い件数、2.1の場合で誓約書提出からの未提出最長期間では長いところでは1年半にも及んでいること。3.パソコン申請ができずに困っているとの

各県協会への相談件数等となっています。もうひとつ、『廃棄物管理士講習会』があり(公社)大阪府産業資源循環協会が開催しており、大阪府さんから承認をいただいて、大阪府においては、今(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの講習会と同等の講習会という扱いになったもので、この修了証が収集運搬業の更新許可要件を満たしていることとなっています。このように大阪府協会も独自の講習会を開いています。今受けられなくて困っていると中部地域協議会と全産連で許可更新が受けられない方をどうにかしようと呼んでいる状況で、今現在、テキスト等の検討を行っているところですが、早い時期に開催したいと考えていますのでご助言をいただきたい。」と提案説明がありました。

愛知県からは、「許可申請者の講習会の修了証につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による緩和措置としてまして令和2年4月から誓約書の提出ということで対応させていただいておりますが、その後愛産協さん、全産連さんからの要請もあってか、追加講習会も開催されるようになり、以前よりは予約状況が改善されているかと存じます。愛産協で現在、自主的な人材育成プログラムをご検討されているとのことですので、その状況も含めて見守っていきたいと考えています。」と回答がありました。

名古屋市からは、「愛知県同様に誓約書の提出ということで対応させていただいております。既存の講習会に加えて、貴協会が追加で講習会を開催される場合は講師の派遣などの協力をさせていただきたいと思っています。」と回答がありました。

豊橋市からは、「処分業者が主になるという状況になり、この内容では特に困ったという状況はありませんが、今回2件、申請時に講習会の修了証がなく、受理できないということがありました。新型コロナウイルス感染症の拡大により、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが主催する講習会の受講申し込みが行いにくくなっていることは承知しております。事業所にお伺いすることが多いので、お会いした際に許可期限がいつ頃ですので講習会を計画的に受講してくださいとお話しさせていただいています。」と回答がありました。

岡崎市からは、「廃棄物管理士講習会については既に大阪府にあるということで、ホームページでも確認することができ、有意義な講習会と考えております。一方で、本市の許可業者の数、収集運搬の許可をお持ちの方は限られており、また、本市の直行の収集運搬の許可をお持ちの方に対しては、許可の更新時に愛知県の許可の取得について提案させていただいております。積み替え保管にかかる許可を有する方にはついて、多くが愛知県の許可を持っていることも踏まえると、愛知県下において方向性を統一することが望ましいと考えております。また、この“資格”という部分に関

しては、一般廃棄物という部分も内容に含めていただくと、知識の向上につながり、単に許可更新のための講習で終わることなく個人の“資格”としても価値が高まるのではないかと考えております。講習会の内容については今回の資料でご提示いただき、説明がありましたけれども、各許認可庁と調整しながら決定していただければと思います。」と回答がありました。

一宮市からは、「緩和措置として誓約書を提出していただき『みなし許可』を認めている状況です。コロナ禍の状況で思うような受講ができずに修了証を提出できない事業者さんが一宮市でも既に発生しています。ご提案については今後の情勢を見守っていきたい。」と回答がありました。

豊田市からは、「現状、講習会の申し込みができないという意見もあるが、許可期限が先で今すぐに受講しなければならないという標準処理期間を超過し、『みなし許可』の状態が継続している事例はありません。講習会の開催についてはこのような暫定講習会、昨年行った会場視聴型講習会があり、こういった開催が必要だと考えていたところ、先日追加で会場視聴型講習会の案内が来ておりました。こちらについては収集運搬業者が対象なので処分業者を対象とした会場視聴型講習会も追加で開催していただけるとパソコンが使用できない方もいるのでよろしくお願い致します。」と回答がありました。

堀部隆司専務理事からは、「従来からの講習会に代わるものを現在検討中で、テキストをどうしようと、既存のテキストが使用できるのか今いろいろと全産連と中部地域協議会の四県協会で検討しているところです。まとまりましたらご相談をさせていただこうと思っています。まだまだパソコンができない方がいるので、許可権者が認めると開催できることになるのでご理解をいただきたい。」と要望がありました。

永井良一会長からは、「この許可講習に関しては、コロナ禍でこういう問題が発覚したが、ご存知のように産業廃棄物処理振興センターが全国でやっています。今回この案件を見て、きめ細かな対応がされていないと私は認識をしています。我々が廃棄物の適正処理を行うために必須の講習会ですので、行政がこれを見過ごすようではいけないと感じます。許可講習会は、許可権者である県や政令都市が講習会の修了者が処理を的確に行うに足る知識と技能を有する者と認めて頂ければ開催することができます。我々、許可を持っている身としては、地元で開催できるようにしていただきたい。中部四県の協会では、必要だと認識していますので、全国でという壁が高いので、愛知県と政令市で認めて頂き、とりあえず中部四県で実施できたらと考えています。これは業界の資質の向上になると思いますので協力をいただきますよう切にお願いします。」と要望がありました。

5. 契約書の作成及びマニフェストの交付の徹底・強化について

堀部隆司専務理事から、「産業廃棄物の適正処理を確保するため、排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、契約書の締結を書面により行うことや契約終了後5年間の保存が、廃棄物処理法第12条第6項に基づく政令で定める基準で義務付けられています。また、処理の受託者に対して同法第12条の3第1項でマニフェストの交付が義務付けられています。しかし、排出事業者が経済的に優越した立場を利用して、産業廃棄物処理業者に契約書の作成、排出事業者が保存すべき契約書への印紙の貼付、マニフェストの入手やマニフェストへの記入を無償で行うことを当然のごとく要求する等、違法行為のみならず公正な取引からも好ましくないケースが散見されます。このようなことが起こらないよう各行政機関においては、排出事業者への指導強化等の必要な措置を講じていただきたい。」と提案説明がありました。

愛知県からは、「排出事業者セミナーを年に1回開催していますが、こういったことを通じて排出事業者処理責任について啓発しております。この中には、排出事業者の適正な処理費用の負担も含まれています。今後もセミナーや立入検査を通じて排出事業者処理責任について啓発していきたいと思っております。なお、契約は当事者間で行われるものであり、産業廃棄物の処理業者がサービスとして契約書の作成、印紙の貼り付けを行うこと等については一概に否定できないと考えています。」と回答がありました。

名古屋市からは、「契約書の作成等、排出事業者が要求している実情があることは認識しておりませんでした。個人事業者などの立入指導では契約者やマニフェストは処理業者が用意してくれるとの話を聞いていましたので、処理業者がサービスで行っているとの認識でした。排出事業者に対して排出事業者責任について今までも指導しておりますが、これからも指導を徹底してまいります。」と回答がありました。

豊橋市からは、「この問題については電子マニフェストの利用について思っているところです。廃棄物の処理にかかる契約書の作成などについては、双方の契約に基づき適正に行う必要があります。また、紙マニフェストの交付に係る事務については、電子マニフェストを利用することにより、定型ひな形の流用による事務軽減や排出事業者による電子マニフェストの登録費用の負担が徹底されることとなります。本市においては、環境省の推進する電子マニフェスト普及拡大に向けて、民間事業者における導入の契機となるよう、行政機関における電子マニフェストの利用に取り組んでいるところですが、引き続き排出事業者に向けての情報発信に努めていきます。」と回答がありました。

岡崎市からは、「契約については双方の合意によって成り立つものと考えています。廃棄物処理業者の適

正処理を脅かすような過度な要求は望ましくないと考えています。マニフェストの入手、記入を無償に行わせることが結果、排出事業者の委託基準義務違反の誘因につながっていくのではないかと考えていますので排出事業者の排出事業者責任に注意はしています。」と回答がありました。

一宮市からは、「産業廃棄物に係る処理の委託契約については廃掃法では書面契約、規則では契約書で網羅すべき記載事項が規定されています。従いまして、規定された事項を網羅した書面契約を締結すること自体は廃掃法所管庁たる自治体に指導権限があるものですが、契約に到るまでの態様については指導権限が無いと考えています。排出事業者が優越した地位を利用して契約書の作成を当然のごとく要求する行為は我々としては当然許しがたいと思うところですが、正常な商慣習に照らして不当に取引の相手方である処理業者に不利益を与える行為は、独占禁止法で禁止されている優越的な地位の濫用に該当するおそれがあり、法所管庁たる公正取引委員会に指導権限があると考えています。ただし、当該優越的な地位の濫用行為は不適正処理の要因ともなり、我々の指導も必要かなと考えています。」と回答がありました。

豊田市からは、「排出事業者の違法な要望だと考えていますので、講習会や研修会の中でそのような要求には断固として断ってくださいとお話をしたいと考えております。今現在、排出事業者に対して順次推進員をおいて個別訪問になりますが、排出事業者責任と適正処理の推進をお願いさせていただいております。特にマニフェストについては排出事業者に対して電子マニフェストの導入を勧めています。豊田市役所は10年前に電子マニフェストに移行しました。マニフェストを100%利用してる方であれば、こういった問題も起こらないし、不適正処理をなくするためには一番有効だと思いますので個別訪問の折に、さらなるご協力をお願いしてまいります。」と回答がありました。

堀部隆司専務理事から、「処理業者へは立入検査をしてご指導いただくのですが、排出事業者への立入検査は少ないと思うので、セミナーや研修会だとかで排出事業者の責務をしっかりとご指導いただくようお願いしたい。」と要望がありました。

永井良一会長から、「委託契約書を我々が作って、印紙代も我々が負担することが“サービス”の一環のような説明がありました。廃棄物の処理を書面で契約書を交わすことと、マニフェストの使用が義務化されたことは、適正処理の確保です。不適正処理を無くし、適正処理なささいよということから始まったのです。排出者が契約書の中身を熟知せずに、我々が作成した契約書に印を押したものを我々に渡す。そうしたことが不適正処理につながっていく可能性があると思っています。排出事業者は排出事業者責任の自覚が足りないので不適正処理が起こっているのです。我々処理

業者が悪かった時代は過ぎ、今は、排出事業者が適正処理に必要な料金ではなく、それを無視した安い委託料金で処理を依頼してくる。そういった実態がある中で我々が双方の印紙を貼るのが“サービス”の一環というお考えがあるのであれば、変えていただきたいと思います。先ほどから電子マニフェストの話ですが、紙マニフェストは廃棄物と一緒に動くことによって適正処理の確保ができています。電子マニフェストは入力に3日の猶予があり、3日以内に排出事業者が入力しなければ我々はマニフェストを使わなかったことになり、廃棄物処理法により罰せられる可能性があります。この点を改善し、休日無くして欲しいと要望しています。ただ電子マニフェストに関しては何か問題が起こった時に速やかに対応ができるとは思いました。」と意見がありました。

6. 環境配慮契約法に基づく産業廃棄物処理の契約への取組状況について

堀部専務理事から、「『環境配慮契約法に基づく産業廃棄物処理の契約への取組状況について』、ご承知の通り環境配慮契約法では、電力の購入、自動車の調達、船舶の調達、ESCO事業、建築設計、産業廃棄物の処理の6つの契約類型に対して、環境配慮契約を国及び独立行政法人等に対しては義務化していますが、地方公共団体等に対しては努力義務としています。産業廃棄物の処理に係る契約では、環境配慮の取組状況と優良基準への適合状況の2つの要素を評価項目とし、一定の点数を上回る事業者に入札資格を与えることとしています。産業廃棄物処理業者の優良認定制度は、処理業者の透明性や排出事業者が優良な処理業者を選択しやすい環境を整備するために設けられた制度で、上記の2つの要素を満足するものです。優良認定に当たっては、遵法性、事業の透明性、環境配慮への取組み、電子マニフェストの導入、財務体質の健全性の5つの厳しい基準を満たさなければなりません。業界内では厳しい基準を満たさねばならない割に、認定取得のメリットが少ないとの声が多く、産業廃棄物処理業者が認定取得に取り組もうとするインセンティブが不足しているという課題があります。そこで、優良認定産業廃棄物処理業者を増やすためにも、各行政機関における環境配慮契約法への現在の取組状況とともに、未だ取り組まれていない場合は今後の取組方針をお伺いします。」と提案説明がありました。

愛知県からは、「まだ取り組みが進んでいません。環境物品等調達方針を策定していますので、

今後その中で優良産廃処理業者について記載していけるか否かを検討していきたいと思います。」と回答がありました。

名古屋市からは、「環境配慮契約法に基づく二酸化炭素排出削減等に配慮した電力入札制度を設けております。その他入札の指名を行う場合は『エコ事業所認定者』、またはISO14001認証取得者を優先して指名できる規定を設けているので、この制度を活用していただければと思っております。」と回答がありました。

豊橋市からは、「廃棄物の処理にあたり『優良認定制度産業廃棄物処理業者』を優先する制度はありませんが、排出課に対し排出事業者への実地確認が免除される旨を説明し、『優良認定制度産業廃棄物処理業者』を優先的に選定するよう促しております。」と回答がありました。

岡崎市からは、「産業廃棄物処理に係る環境配慮契約法の取り組みが遅れており、改善の余地があると認識しています。評価点にかかる事項については、今後契約担当部署と協議しながら進めていきたいと思っております。」と回答がありました。

一宮市からは、「環境配慮契約法に基づく契約に係る積極的な取り組みはありません。しかしながら、今般における行政の活動が環境への配慮を強く求められるものであることに異論の余地は無く、商品やサービスの購入契約、業務委託契約等において、その価格のみに着目せず、環境負荷を下げることに重点を置くことは必須であると考えております。」と回答がありました。

豊田市からは、「業者設定については難しいところです。ただし庁内説明会の中ではありますが、メリットの説明とインセンティブが出せるようにやらせていただいておりますが一般的な競争入札においては難しい状況です。」と回答がありました。

堀部隆司専務理事から、「国は義務化していますが、地方自治体は義務化しておりません。ただ環境配慮というのはもう取り込まなくてはならないと考えています。優良認定業者のメリットをもっともっと増やしていきたいと思っているので許可権者の政令市さんには率先していただくようお願いしたいと思っております。」と要望がありました。

7. 建設汚泥処理物等の有害物該当性に係る第三者認証について

堀部隆司専務理事から、『建設汚泥処理物等の有害物該当性に係る第三者認証について』再生利用されることが確実である建設汚泥処理物等の取扱いについて、環境省から、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が、令和3年8月20日に認証を開始すると各都道府県・各政令市宛に事務連絡がありました。対象品目は、建設汚泥再生品、廃コンクリート再生砕石及び以上の2品を原材料として製造される『ハイブリッドソ

イル』で、当分の間、公共事業に用いられるものに限るとされています。愛知県においては建設局が同種の品目を、建設局が『愛知県リサイクル資材(あいくる材)』として認証し、公共事業に率先利用されているところですが、新たに始まった第三者認証制度をどのように取り扱うのかご教示いただき、建設局の情報も教えていただきたい。

また、環境局においては、『再生資源の適正な活用に関する要綱』により再生資源の適正な活用を促進されていますが、この要綱の中で第三者認証をどのように取り扱うか、併せてご教示いただきたい。」と提案説明がありました。

愛知県からは、「あいくる材については、建設局の建設企画課が担当しています。そこに確認したところ、『あいくる』は愛知県が発注する公共工事において、率先利用が見込まれるリサイクル資材をあいくる材として積極的な活用を図る制度です。振興財団の行う第三者認証制度とは目的が異なるため、それぞれ個別の制度として取り扱っています。なお、審査基準において施設審査が共通しているので、『あいくる』の認定審査において当該認証制度を取得している場合は製造工場の立ち入り調査を省略し、審査の簡略化を行うことを検討しているということでした。」と回答がありました。また、「再生資源の要綱につきまして、産廃財団の行っている第三者認証により認証されたものについては、再生資源の適正な活用に関する要綱の第3の届出対象とする必要がないと判断し、要綱第4(3)『県民の生活環境の保全に支障が生ずるおそれがないものであって適正な再生利用が行われものとして知事が認めるもの』に加える旨の制度改正を行って10月13日に愛産協に通知しております。」と回答がありました。

堀部隆司専務理事からは、要綱について「既存のものも含めて届け出がいない、届け出されているものもないということですか。」と質問がありました。

愛知県からは、「産廃財団の第三者認証制度ですが、今朝もホームページを見ましたが、認証されているものは一つもないとのこと。」と紹介がありました。

永井良一会長から、「この建設汚泥処理物の第三者認証については、我々連合会の方で国に要望し、実現したものです。廃掃法では我々が廃棄物の中間処理をし、有償で売却できないものは廃棄物だということになっています。建設汚泥は大量に発生しますが、中間処理したものが有償売却できないときは、処分しかありません。愛知県ではあいくる材として資源としてやっていますが、なかなか有償売却まではいかない。東京都ではオリンピックでの大規模工事で建設汚泥が大量に発生し、処理したものが越県することができないという問題がありました。そこで、中間処理後の時点で認証を得られれば廃棄物から卒業できる、そこが一番大きなところでした。振興財団は認証1回につき300万円でかなり高額です。現在、3件が申請中という話を

聞いています。きちんと法律で管理して対応するという思いでやっています。よろしくお願い致します。」と紹介がありました。

堀部隆司専務理事から、「この第三者認証について越県をすると県とか市によっては事前協議や事前届出制度があり時間がかかって面倒であり、それがないように第三者認証ができたということもあります。愛知県さんも事前届出制度を持っていますし、政令市さんも事前協議制度があるとのことですが、産廃というのは全国でどこでも処理できるというものですので、こういう問題点があるという認識を持って欲しいと思います。」と要望がありました。

8. 行政から産廃業者に対する要望や協力依頼について

堀部隆司専務理事から、「行政から産廃業者に対する要望や協力依頼について産業廃棄物処理業者に要望したいことや、協力してほしいことがあれば遠慮なくお伝えいただきたい。」と提案がありました。

愛知県からは、「本日の意見交換で皆様の生の声が聞けて大変勉強になりました。ありがとうございました。私からは廃棄物処理の関係で四点ほどお伝えしたいことがあります。廃棄物処理の業者さんが適正処理の事業者として社会になくてはならない業種で、県民の生活保全のために重要な役割を担っていると重々承知しております。しかし地域住民の方にはその重要性がなかなか理解されていない現状があるように思います。そこで、処理業者さんから積極的な情報公開だとか説明、地域活動に進んで参加してもらうといった行動をしていただけると、地域住民の信頼を高めることができるのではないかと思います。それが一点です。二点目が、循環型社会への取り組みです。今後は循環型社会の形成に向けて排出事業者もサーキュラーエコノミーを意識してできる限り廃棄物を出さないという方向に進むと思われます。こうした社会の変化に対応していくために、廃棄物処理業者の皆様もこれまで以上にアンテナを高く張っていくことが更なる発展につながるのではないかと思います。モノのライフサイクル全体で資源を循環させるということが進んでくると思いますので、廃棄物を貴重な資源として捉えてそこから使えるモノ、資源を積極的に回収し、循環利用することを考えていく、それがみなさんに求められると思っています。三点目は、これも待った無しなのですが地球温暖化と脱炭素への対応ということで、これは社会全体で行わなければいけないのですが、産業廃棄物処理業者さんにおかれましても、環境エネルギー性能に優れた自動車を収集運搬車両に導入するとか、IoTやAIといった技術を活用して処理工程を高度化し、省エネ化、省力化を図るというようなことを進めていかなければ生き残りを図れないのではないかなと思っています。社会への責務ということもありますのでそういうことを進めていただければと思っています。四点目は、意見交換にもありましたが非常時や災害時は当然行政だけでは対応できませんので、そう

いうことが起こった場合、一緒に廃棄物の処理のご協力をよろしくお願いしたいと思っております。本日の意見交換を聞いていまして私たち行政と協会さんは結局のところ同じ方向を向いているのではないのかなと思いました。目指すところは県民の安心安全な暮らしの確保、ひいては持続可能な社会、循環型社会の形成になってきます。これからも協会の皆様と協力連携して社会を良くしていければと思いますので今後ともよろしくお願い致します。」とのお話がありました。

永井良一会長から、「まさに今言われたこと我々も思っております。我々もそれをやらなければ生き残れないと重々承知しております。具体的に私が懸念しているのは『プラスチック資源循環促進法』です。この『プラスチック資源循環促進法』に関して県・政令市の方は、具体的にどのようなアクションを起こされているか。愛知県さんの動きが見えてこないのです。市町村では廃プラスチック類は焼却していますが、今後具体的にどうするのか、ということも私は愛知県と話したいのですが、ほとんどのところがまだ手をつけていていないように見える。全国では10県ぐらい進んでいます。私たちは廃棄物処理のエキスパートです。だから早く進むよう皆さんと膝を突き合わせた意見交換を行いたいと要望させていただきます。本当に先ほど愛知県の方が発言されたように、我々にとっては大事なことです。我々とどんどん意見交換を行っていただきたい。よろしくお願い致します。」と要望がありました。

名古屋市から、「三点ほど話をさせていただきます。本日の議題の中にもありましたが災害廃棄物の処理、こちらは南海トラフ巨大地震が想定される待ったなしの状況でいつ起こるかわからないということですが、いざ発災すると様々なものが混じった混廃のものが排出されると考えられる中で、産廃業者さんのお力をお借りしなくては処理できないと思っております。そう言った意味で昨年に引き続き顔の見える関係で愛産協さんと一緒になって、名古屋市だけではありませんがごみの処理、災害廃棄物の処理に向けて愛知県にもお願いしながら一緒になってやっていきたいと考えています。二点目は、PCBの関係です。処理施設の延長の話もあり、豊田市さんの前では話にくいのですが低濃度のPCBの処理期限が令和8年度となっております。過去の事例では排出事業者の方が知識に乏しく産廃に出してしまったという事例があります。愛産協の会員さんの中でそういった処理を依頼された場合、PCBにつきましては適切に管理をしていただくということを令和8年度までの長丁場ですがご協力をお願いいたします。三点目は、いわゆる不用品回収です。古物商、産廃の許可を持っているからということで一般の住民を騙して一般廃棄物の収集運搬の許可がないのに不用品回収をする事例があります。愛産協の会員さんにはそのような業者の方は見えないと思いますが、引き続き協会の皆様方には産廃の許可だけでは家庭のごみは収集できないという点について、周知広報をお願いします。」と要望がありました。

永井良一会長から、「私が環境省の委員会に参席した時に、一般廃棄物、産業廃棄物、解体工事での残置物について意見書を出しています。それは今話があったように家庭から出る廃棄物は一般廃棄物です。市町村で一般廃棄物を自分ところで処理できないがために産廃で処理しなさいと処理施設の窓口で市民に言っている市町村がある。具体的に言いますと可燃物は市町村で焼却処理できますけれど、特にガレキ類、例えば植木鉢などは処理できないために、それだったら産廃に出してくださいとか平気で言う市町村があります。我々は市町村が言うからといって産業廃棄物として処理することはできません。法を犯してまで処理することはできません。市町村の処理困難物をどう処理するか。そこを解決してほしいと話させていただきました。

来年度、廃棄物処理法の改正から5年が経ちますので、法改正の年に当たります。行政から国に問題を投げかけていただきたいこととして、解体工事で発生する残置ごみは一般廃棄物とされていますが、実態は、残ったままで解体業者に委託をされて、解体廃棄物と同じように扱われているんです。その時に市町村が処理してくれればいいですが、県とか政令市は一般廃棄物ということで、建設廃棄物として処理すれば徹底して違反だと言われちゃうんです。市町村で処理できないものについては、産廃として処理できるように法律を変えて欲しいということを言っていただきたい。」と要望がありました。

豊橋市から、「災害廃棄物のことですが、協会さんとここ2年ほど意見交換をする中で在るべき形が見つけられてきました。引き続きこのような話し合いができればと思っております。もう一点、11月14日に東三河支部さんに不法投棄の撤去でお力を貸していただく予定です。先ほど愛知県さんの話の中で地元の方と力を合わせながら策を進めていくということが有りましたが、このような中で、産廃業者さんの在り方や姿を見せていただければと思いますので引き続きご協力をお願いいたします。」と要望がありました。

岡崎市からは、「二点ほどお話をさせていただきたい。先ほどの一廃、産廃の部分の話もそうなのですが、処理が困難な廃棄物ですとか業者様に相談が寄せられていると思いますが、本日のように大きなテーマで話し合うことも大切なのですが、そういった日常にある困りごと等の情報共有が業界と行政の双方に必要なことだと思いますので、かしこまった場所ではなくても良いので、もっと気楽にできるようになったらいいのと思いました。また、今後、環境分野の中で『カーボンニュートラル』が大きなテーマとなってきます。廃棄物の業界の、モノとお金と一緒に動くという他の産業とは異なる特異性の中で、先ほどの環境配慮契約の優位性などで苦慮されているところは我々も重々承知しているところですが、コスト、お客様との契約、金銭面が大きなウエイトだと思うのですが、今後多くの自治体で『カーボンニュートラル』に舵を切っていくことになってきますので、その時に廃棄物処理等の静

脈産業の貢献の仕方が大きなところとなってきます。一廃より産廃の方の数が圧倒的に多いので、皆様のそれぞれの地区の自治体の施策に気を配っていただき無理のないところからやっていただいて結構ですので、『カーボンニュートラル』への寄与に積極的にご提案やご協力をお願いしたいと考えております。」と要望がありました。

鬼頭秀幸理事（東三河支部長）からは、「不法投棄物撤去作業等について、引き続き頑張ります。」と回答がありました。

中野兼司副会長から、「処理困難物の処理についての情報交換ですが、岡崎市ですと西三河支部が担当になりますので支部長の方からご連絡をしていただいてかしこまった場でなくていいとのことなので気楽に情報交換していただき適正処理に向けて情報交換のご連絡をしてあげるようお願いします。」と要望がありました。

堀部隆司専務理事から、「協会には6つの支部がありますのでそれぞれの支部長さんにご相談をいただければと思いますのでよろしくお願い致します。」と要望がありました。

一宮市からは、「4月に中核市になったばかりで今回初めて参加させていただきいろいろ情報を聞くことができました。特に提案はありませんのでよろしくお願い致します。」と回答がありました。

豊田市からは、「産業廃棄物関係で今年2月に『産業廃棄物処理業者のための廃棄物適正処理講習会』を新型コロナウイルス感染症の関係で皆さんと対面では開催できず、Webで開催させていただきました。引き続きよろしくお願い致します。残置物については、結構厳しく指導をしておりますので、これは産廃の引き取る方と出す方の双方の指導に気をつけないといけないと思っております。協会の方々についてはまず大丈夫ですが、産業廃棄物処理業者さんがきっちり断ることで安易なところに流れないように産業廃棄物処理業者さんも我々を使っていたいて、そういったことがないようにと思っております。連携をしながらよろしくお願い致します。」と要望がありました。

中野兼司副会長から、「本日は長時間ありがとうございました。様々な意見交換ができて本当に嬉しく思いました。今後も前向きな意見交換ができることを期待しております。また、普段なかなか話し合えないことをこの様な機会にそれぞれの議題を通じて、各情報が見える形で話し合えた会議は有意義な時間でした。実は、以前から質問内容に入れていた、8番の『行政から産廃業者に対する要望や協力依頼』は今まで全くなかったのですが、本日は全行政さんが発言してくださり、感慨深いものがありました。我々は要望されたことを一生懸命やりたいという気持ちを持っています。そして、『資源循環型社会の形成』という同じ方向性をもって目指している“同志”として、これから益々の協力体制の強化に努めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。本日はどうもありがとうございました。」と閉会の挨拶があり、懇談会を終了した。